



# 広報 おんが

7月号 No. 165

発行 昭和49年7月12日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



田植風景

### 人のうごき (6月の住民基 本台帳から)

人口	10,155人	(+8)
男	4,827	(-4)
女	5,328	(+12)
世帯数	2,799戸	(+8)

( ) 内は前月比

遠賀町

7月1日～7月31日

運動月間  
社会を明るくする

- 一日 全国安全週間
- 七日 七夕の節句
- 十五日 盆、中元
- 二十日 海の記念日
- 二十一日 土用の丑

### 7月のこよみ



# 差別のない 明るい社会を建設しよう

## 同和対策室設置に当って

同和対策審議会答申の前文に、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。したがって、これを未解決に放置することは断じて許されないことで、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」といわれています。国におきましては、同和問題を解決するため、昭和44年7月に同和対策特別措置法を制定しましたこの法律の制定によって、国をはじめ、県および市町村は、あげて同和問題解決のため施策をすすめています。

### 同和問題とは

同和問題とは、日本国民の一部において基本的人権を侵害され、市民的権利である就職、教育等の自由が完全に保障されていないという事です。日本国民は日本国憲法によって基本的人権が保障されているのです。日本国憲法第11条には次のように規定されています。「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在および将来の国民に与えられる。」

しかし、同和問題の解決は、国、市町村だけでは絶対解決できないものではありません。国、県、市町村の行政機関と、国民ひとりひとりが一体となって解決に努力

す。基本的人権は、国民が人間として生活し、活動するため、一人残らず享有できるものであり、またこの権利は、人種、信条、性別、社会的身分または、門地によって差別されないものであります。また基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在の国民ばかりでなく、将来の国民に与えられているのであります。しかしながら、この日本国憲法下の社会において、現実には今なお差別が存在し、同和地区住民は

基本的人権を侵害されているのであります。日ごろ「わたしは差別心はない。」といっている人の大多数のものが、結婚の場合自分の心のかかに潜在している差別心が表面に出てくるのです。就職の場合においても同様であります。このように、偏見による差別がいかに深く深いか驚かざるを得ませんし同和問題ほど深刻で重大な社会問題はなく、このことは絶体で解決しなければならぬ国民的課題であります。

## 塩化ビニール含有殺虫剤の販売停止と回収について

発ガン性がある塩化ビニールを噴射剤に使ったスプレー式殺虫剤の販売を全面的に停止するとともに製品を回収するよう厚生省から都道府県、業界、メーカーに指示がありましたのでお知らせします。

- 一、現品の見分方は、殺虫剤の成分表示部分に塩化ビニールと記入されています。
- 二、消費者で現在手持のもの（使いかけも含め）購入店に持参して下さい。
- (一) 塩化ビニールの入ってな

基本的人権を侵害されているのであります。日ごろ「わたしは差別心はない。」といっている人の大多数のものが、結婚の場合自分の心のかかに潜在している差別心が表面に出てくるのです。就職の場合においても同様であります。このように、偏見による差別がいかに深く深いか驚かざるを得ませんし同和問題ほど深刻で重大な社会問題はなく、このことは絶体で解決しなければならぬ国民的課題であります。

えられるようお知らせします。八月十四日、十五日は、ゴミの集収を休みますので、ゴミは早めに出されるか、十五日以降に出されますようお願いいたします。

### 訂正

広報「おんが」六月号商工振興委員設置のお知らせを次のとおり訂正します。

委員 今古賀 井上正（薬工品販売） 電話③1101

職員人事（役職）を六月一日付で発令しましたのでお知らせします。

(一) 書は旧職

- ・ 同和対策室長 信行雪鴻（厚生課長）
- ・ 厚生課長 三島昭治郎（産業課長）
- ・ 産業課長 外添正美（企画室長）
- ・ 企画課長 室井百人（企画係長）
- ・ 厚生課、保健衛生係長 柴田昭徳（産業課産業係長）
- ・ 住民課税務係長 繩手靖司（住民課税務係）

## お知らせ

農家の皆さんにお知らせします。最近農業用水揚げに使用されている発動機が町内で盗難にあっておりますので特に田圃に置いてある発動機については面倒でも水揚げが終了ら必ず家に持って帰

### 老人憩の家を利 用しましょう

老人皆様方待望の老人憩の家が先月落成いたしました利用願っています。

この憩の家は六〇才以上の方は定休日(月曜)以外は毎日利用することが出来ますのでおきそい合せの上多数利用願います。

特に憩の家の風呂にはラジウム鉱石が入っていますので健康な方はもとより神経痛等の方はごゆっくり一日を過して下さい。

●憩の家電話番号は

③〇一六九番です。

### 老人居室整備資金の 貸付について

県では六〇才以上のお年寄りと同居している人、又は同居しようとしているがお年寄りのための、専用居室を増築、改築する場合には必要な整備資金の貸付をいたしますのでご利用下さい。

記

一、貸付申込みが出来る人(次の条件すべてに該当のこと)

イ、現在六〇才以上の老人と同居しているか、同居しようとしている人。

ロ、県内に引続き一年以上住所を有している人(七月三十一日現在)

ハ、貸付金を償還する見込みのある人。

ニ、昭和五十年三月三十一日まで  
に工事完了見込のある人。

イ、貸付条件

一〇〇件(県内)

ロ、貸付額

五〇万円以内

ハ、利息

年三%

ニ、償還方法

十年以内

ホ、証人

連帯保証人二名

申込手続

七月三十日迄

受付期限

役場厚生課

### 夏期一斉大掃除の実 施について

夏術は、衛生的環境条件が悪く心身の健全なる動きが粗害されがちであります。

そのため体力の低下をまねきやすく、また消化器の病状や日本脳炎等がこの時期に発生してまいります。

そこで、本年度も町民の健康の保持と疾病予防を図るため、夏期一斉大掃除を実施しますので、町民各位のご協力をお願いいたします。

記

一、実施期間

7月20日～8月12日まで

二、実施方法

実施期間内に各世帯毎に適宜大掃除を行い町から配布する薬剤を散布する。

三、薬剤配布(無料)

スミチオン・五%粉剤一世帯一袋を配布しますのでゴミ箱、床下、畳下、下水溝、便所の周辺などに散布して下さい。

### 国民年金と未加入の 人は今すぐ加入の手 続を!!

政府が管掌する国民年金は、厚生年金保険、船員保険、共済組合など被用者に対する公的年金制度に加入していない一般国民を対象として、老令、廃疾、死亡について、年金や一時金の給付を行うものですが、被保険者の規模は、各種年金制度中最も大きい制度となっております。

被保険者は「当然加入しなればならない人」と「希望により加入できる人」に分けられます。

この「当然加入しなればならない人」は、二十才から五十九才までの人で、日本国内に住所があり、つぎのいずれにも該当しない人となっております。

(1)厚生年金や共済組合などの被用者年金制度の加入者とその配偶者。

(2)年金や恩給などを受けることができる人とその配偶者。

(3)地方公共団体等議員とその配偶者。

(4)昼間部の学生

この制度が始まったのは、昭和三十六年四月ですが、このときから現在まで引き続きいわゆる当然加入者に該当する人はもちろんのこと、過去の一時期でも該当した人は、さかのぼって加入の手続きをしなくてはならない義務を負っているのです。

速宜町でも、このように「当然加入しなればならない人」で、加入の手続きを済ましていない人が

あります。

この加入の手続きをしていない人たちが、法律どおり国民年金に加入の手続きをして保険料を納め、あるいは保険料の免除を受けるかして、はじめて本当の国民年金が実現するのです。

国民年金制度は、老令、廃疾、又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的としています。

当然加入者が一人でも未加入者がいれば社会全体が困るわけですから、

当然加入者が経済的事情で、保険料が納められないときは、保険料の免除の措置があり、法律で定めた免除の措置も含めて、内者の生活に重荷にならないしくみになっておりますので、未加入の人は早く所定の届け出を役場で行ってください。

なお詳しいことは役場厚生課福祉係でおたずねください。

### 樹木の枝が道路に出 ないようにしましよ う

屋敷内の竹や木の枝が境界線を超えて道路にはみ出ている場合は、その所有者で切り取って下さい。

今日のように自動車を利用される方が多い時代に道路に木や竹が生い茂って見通しが悪いため交通事故が起った例はたくさんあります。お互に道路環境をよくするため、又町をきれいにするため一層

### 県警からのお知らせ

警察への要望意見は県警ダイヤル092-781-0221番へ  
県民のみなさんの期待と要望にこたえ「よりよき県民の警察」を目標に、警察本部広報課に広聴専用電話(県警ダイヤル)を設置しております。

警察への「要望」「意見」「問い合わせ」に御利用下さい。  
みなさんの声を大切に、要望にこたえたいと思います。

### 花火の事件、事故防止

最近、花火の火薬を使って爆発物を造り、デパートや駅のコインロッカーなどに仕かけて爆発させた多くの人に負傷させた事件が起りましたが、このような事件が起りますと、市町民に社会不安を与えます。

花火シーズンを迎えるにあたり折尾警察署では7月1日から8月31日までの2ヶ月間を花火による事件、事故防止期間とし、花火の販売店と各家庭に対し、花火の正しい遊び方について次のように要望しています。

・花火の正しい取扱いを教え、誤った遊び方をさせない。  
・花火の火薬を集めて爆発物を造ると法に触れるのでこのようなことをしている場合は注意する。

一度に多くの花火を買わせな

い。

### 今月の税金

固定資産税 第二期分

納期限 七月二十五日

期限内に完納しましょう

### 各競技大会の成績のお知らせ

町体育協会では5月から6月中旬にかけて、バレーボール(男・女)・軟式野球大会を開催いたしました。各大会とも非常に盛会でした。今後も体育行事の計画がありますので大いに参加してください。

(各大会成績)

- 一、第一回男子レクリエーションバレーボール大会 5月19日(日) 優勝 浅木・準優勝 新町
- 二、第二回婦人レクリエーションバレーボール大会 5月26日(日) 優勝 遠賀川・準優勝 広渡
- 三、第一回軟式野球大会 6月9日(日) 優勝 老良・準優勝 東町

### 少年・少女球技大会の開催について

少年・少女球技大会も年々盛会になってきました。本年も左記により開催いたしますので参加下さい。

一、種目①(男子)・第4回少年ソフトボール大会

②(女子)・第二回少女バレーボール大会

二、期日(第一日)7月27日(土)

(第二日)7月28日(日)

三、会場 遠賀中学校

四、その他 詳細については体育協会役員会・代表者会議で取り決めます。

### 第15回遠賀郡民体育大会のお知らせ

広く郡民の間に体育・スポーツの普及発達をはかり、健康で明朗な郡民生活の確立に寄与する目的をもって、標記大会が遠賀郡体育協会の主催で開催されます。遠賀郡民ならだれでも参加できますので本町からも奮ってご参加ください。

一、期日 8月18日(日) 10時

二、会場 岡垣町

三、実施競技種目①陸上競技(一般、青年、中学)②バスケ

トボール(一般男子、教員男子)③バレーボール(一般男子)

子・女子、青年男子・女子)

### 卓球教室生徒募集

卓球教室は毎週日曜日午前9時から遠賀中学校体育館で行っております。小・中学生の皆さん卓球を通じて心身の鍛錬を多く多くの友達をつくりましょう。一般の人でも大歓迎します。会費は一年間分で五〇〇円です。(入会と同時に納入)。

### 民踊教室の開催について

例年盆踊り用を兼ねまして民踊教室を開催しておりますが、本年も左記により開催いたします。各地区より多数参加下さるようお願いいたします。

一、期日 7月24日(水)午後6時30分集合・7時開始

二、会場 遠賀中学校講堂

※ 当日会場ですつた踊りのレコードの販売もあります。

### 遠賀町公民館休館のお知らせ

8月13・14・15日の三日間は

盆のため公民館は休館いたしました。大変ご不便をおかけいたしますが、ご協力の程お願いします。

### 狩猟しようとする皆さんへ

狩猟をするためには、必ず狩猟をしようとする県の狩猟免許を取得するための講習会が次のとおり行なわれますので希望者は講習会の5日前までに福岡県猟友会支部を通じて八幡農林事務所へ申込して下さい。尚、詳細については八幡農林事務所(電話六〇一五五六六)におたずね下さい。

### 郷土文化研究会よりのお知らせ

郷土研究会は左記により研究例会をいたしますので会員の方は勿論郷土史等に趣味のある方は多数御参加下さい。

一、と き 七月二十日(土)

一、ところ 遠賀町公民館別館

一、研究課程 石塔婆の見方

### 心配ごと相談について

町社会福祉協議会では毎月二回心配ごと相談所を開いています。種々お困りの方は是非相談所を利用の上早期解決をされますようお知らせします。

町社会福祉協議会では毎月二回心配ごと相談所を開いています。種々お困りの方は是非相談所を利用の上早期解決をされますようお知らせします。

### 税務大学校 学生募集!!

税務大学校普通科研修生は、国家公務員採用初級試験(税務)の合格者から採用され、給与の支給を受けながら1年間の研修を受け卒業と同時に「大蔵事務官」となって税務署に勤務することになります。

受験資格 昭和29年4月2日から昭和32年4月1日まで生まれた男子

願書受付 7月18日(木)~7月31日(水) 人事院九州事務局

試験に於いての問合せ先は次のとおりです。人事院九州事務局 電話 福岡092-431-7733

福岡国税局人事課 電話 福岡092-411-0031

若松税務署総務課 電話 若松093-761-2536